

教育職員免許状の書換^{かきかえ}の手続きについて

滋賀県教育委員会が授与した免許状について、婚姻等により氏名や本籍地名に変更が生じた場合は、免許状の書換を行うことができます。

※保育士証の氏名や本籍地名の変更手続きは滋賀県教育委員会では行っておりませんので、所管の担当部署へご連絡ください。

書換は、**当該免許状を授与した都道府県教育委員会のみ**行うことができます。免許状が「滋賀県教育委員会」発行のものでない場合は、発行元の都道府県にお問い合わせください。

○申請書類の準備物について

書換の請求にあたっては、次の書類を下記送付先までご郵送ください。

※封筒の表面に『教員免許状書換願在中』と朱書きしてください。

①教育職員免許状書換願 (様式第 11 号)	☐ 書換を希望する免許状ごとに作成が必要です。 ☐ <u>様式をダウンロード・印刷し、記入例をご参照の上、必要事項を記入してください。</u>
②書換を希望する免許状 (原本)	☐ 書換後の免許状は、書換前のものと差し替える形で交付します(書換前の免許状は回収します)ので、 <u>原本を提出してください。</u> ※ 免許状を紛失した場合、差替えが不可能であるため、滋賀県教育委員会において保管する免許状原簿データのみを書き換えることとなります。この場合は、別途「教育職員免許状授与証明書」も請求してください。(詳しくはお問い合わせください。)
③戸籍抄本等 (原本)	☐ <u>書換前の戸籍、現在の戸籍、および戸籍異動(改製)の事由が分かる書類</u> として、「発行後 3 か月以内の戸籍抄本」を提出してください。 ※ 戸籍が 2 回以上異動した場合等、「戸籍抄本」のみでは異動の状況が確認できない場合は、「除籍抄本」や「改製原戸籍」が必要です。詳細は、戸籍を管理する自治体窓口へご確認ください。
④申立書 (旧免許保持者のみ)	☐ 書換は、申請時点で有効な免許状のみ行うことができます。 <u>旧免許保持者で、免許状の期限が「令和 4 年 6 月 3 0 日以前」の方は、申立書を提出してください。</u>

書換のお手続きには、通常 1 ～ 2 週間程度のお時間を要します(郵送にかかる日数を除く)。余裕を持って請求いただきますようお願いします。

送付先 〒520-8577 (住所記載不要)

滋賀県教育委員会事務局 教職員課 服務・免許係

○申請手数料等について

書換手続きに係る申請手数料等は、以下のとおりです。

・ 申請手数料：1,000円/1通 + 交付時郵送料

1通	→	140円	
2～3通	→	180円	+ 簡易書留料金 350円
4～5通	→	270円	

※重要書類の送付につき、全ての方に対し、簡易書留にて送付いたします。

○申請手数料の支払方法について

出願に必要な手数料の支払方法は、「滋賀県収入証紙」と「電子支払」の2通りです。

【収入証紙の場合】※令和8年3月31日を持って使用不可となりますので、ご注意ください。

・購入後、申請書類の所定の位置に貼付ください。

※収入証紙は、滋賀県収入証紙です。（国の収入印紙ではないのでご注意ください。）滋賀銀行本店・県内支店出張所、滋賀県会計管理局管理課、滋賀県各合同庁舎会計管理局会計課または平和堂一部店舗で購入できます。詳細は、下記のURLよりご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/19962.html>

【電子支払の場合】

- ・お支払い日は、申請日（「様式第11号」の右上の日付）と同日にしてください。
- ・下記のURLもしくは二次元バーコードからアクセスできる「しがネット受付サービス」により、申請情報およびクレジットカード情報等を入力してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/kakikae>



その他、書類作成に当たって不明な点がございましたら、お問い合わせください。

滋賀県教育委員会事務局教職員課 服務・免許係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-4531